「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案について

健康福祉 · 医療委員会 平成 30 年 3月 16 日 健 康 福 祉 局

趣旨

本市では、平成27年度から平成32年度までを計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」を策定し、「自己選択・自己決定のもと住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるま **ち、ヨコハマを目指す」**を基本目標に掲げ、障害福祉施策を進めています。この度3年が経過するため、市民意見募集等を経て中間見直しを行い、「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案を作成しました。

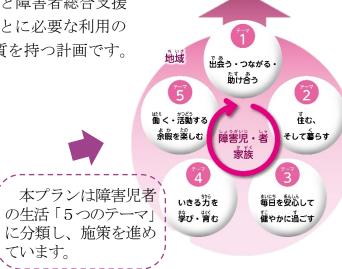
基本首標

1 障害者プランの構成

本プランは、障害者基本法に基づき本市における障害者に関する基本的な施策の方向 性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める「障害者計画」と障害者総合支援 法及び児童福祉法に基づき円滑にサービス提供が進むようサービスごとに必要な利用の 見込み量等を定める「**障害福祉計画」「障害児福祉計画**」の二つの性質を持つ計画です。

○ 障害者プランの構成図

| 第3期障領 | 該当法定計画 | | | |
|-------------|---------------|----------------------|--|--|
| H27年度~H29年度 | H30 年度~H32 年度 | | | |
| 施策の | 方 向 性 | 医生老 让而 | | |
| 個 別 | 事業 | 障害者計画 | | |
| | サービス利用の見込み量 | 障害福祉計画 | | |
| サービス利用の見込み量 | うち、障害児の見込み量 | 障害児福祉計画 (H30 年度~) | | |



【参考】横浜市障害者手帳等の推移

本市人口における障害者手帳所持者数の割合は、平成25年の「3.89%」から平成29 「年の「4.28%」 へと 0.39 ポイント上昇しています。 今後もこの割合は増加する見込みです。

| | H25 | H27 | H29 | | | | | |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|--|--|--|--|--|
| 横浜市人口 | 3,693,788 人 | 3,712,170 人 | 3,728,124 人 | | | | | |
| 手 帳 所 持 者 数 | 143,657 人 | 152,852 人 | 159,563 人 | | | | | |
| 割合 | 3.89% | 4.12% | 4.28% | | | | | |
| 身体障害者手帳 | 96,114 人 | 99,120 人 | 99,356 人 | | | | | |
| 愛の手帳(療育手帳) | 23,005 人 | 25,447 人 | 27,958 人 | | | | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 24,538 人 | 28,285 人 | 32,249 人 | | | | | |
| (3月末時点。ただし「横浜市人口」のみ4月1日時点) | | | | | | | | |

2 「中間見直し詳細版」から、新たにプランに反映した取組(抜粋)

文化・スポーツ・レク 及び運営

右表は、平成30年度予算等で 明確になった内容や、昨年9月 の市民意見募集でお示しした 「中間見直し詳細版」から、当事 者・家族・関係団体等の御意見を 踏まえ、新たにプランに反映し た取組です。

また、平成30年4月の障害者 総合支援法及び児童福祉法の一 部改正に伴い、平成30年度から 新たに法定サービスとなる「自 立生活援助 (P80)」「居宅訪問型 児童発達支援【こども青少年局】 (P114) | 「就 労 定 着 支 援 (P142) | 等のサービスごとに必 要な見込み量を設定しました。

| 取 組 | プラン上の事業名 | 取 組 内 容 | | | | |
|---------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 1 - 2 相談支援 | 計画相談支援事業 | 障害福祉サービスを利用する全ての方に、計画相談支援によるきめ細かい相談支援が提供できるよう、体制の 整備と事業所の人材育成・確保支援などの取組を推進。 | | | | |
| | 公立障害者支援施設の再整備の検討 | 松風学園の入居者の居住環境改善のため、個室化等の設計を進め、同園敷地に入所施設を整備する基本構想に 着手。 | | | | |
| 2-1 住まい | 精神障害者地域移行・定着支援 | 精神科病院等の長期入院者患者の早期退院を図るため、一部の生活支援センターで実施している精神障害者地域移行・定着支援事業(退院サポート事業)を 18 区に拡大予定。 うち、平成 30 年度は 3 区拡大し 15 区で実施予定。 | | | | |
| | 精神障害者生活支援センターの運営 | 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、A型センター(指定管理者方式)とB型センター (補助金方式)のサービスの標準化に向け、B型センター機能を強化。 | | | | |
| 2-2 暮らし | 地域生活支援拠点の整備 | 居住支援機能として、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供を図るため、モデル実施として 2 区の基 幹相談支援センターである法人型地域活動ホームにコーディネーターを配置。 | | | | |
| 3-1 健康・医療 | 医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 医療・福祉・教育など多分野にまたがる支援を調整するコーディネーターを平成 30 年度養成、31 年度配置。 (こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局・4 局連携事業) | | | | |
| 3-2 バリアフリー | ユニバーサルデザインタクシー導入促 進事業 | 車いすに乗ったまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の助成台数を大幅に増やし、タクシー 車両のバリアフリー化を促進。 | | | | |
| 4 - 2 教育 | 特別支援学校の再編整備【教育委員 会事務局】 | 肢体不自由児の教育環境等の向上のため、左近山特別支援学校の整備工事に着手し、北綱島特別支援学校を上 菅田特別支援学校の分校へと移行。 | | | | |
| 5 — 5 | 障害者スポーツ文化センターの整備 | 文化・スポーツ活動の場や機会を充実させるため「ラポール上大岡(仮称)」を南部方面に整備。 | | | | |

0000000000000000000

^{へいせい} 平成 27 年度~ 32 年度まで



第3期

障害者プラン

かいていばん 改訂版 (原案)



へいせい ねん がつ **平成30年4月**

けいかく がいよう

| | 計画の概要 | 1 | |
|-------------|---|----------|----|
| | けいかく しゅし 1 計画の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • • • • | 2 |
| 第1章 | けいかく い ち 2 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | •••• | 3 |
| | だい きけいかく ぜんたいぞう 3 第3期計画の全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | •••• | 6 |
| | くに どうごう | •••• | 8 |
| | よこはまし、「ようがいふくし、 | 11 | |
| | 横浜市の障害福祉について | 11 | |
| 第2 章 | 1 横浜市の障害福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 12 |
| 弗 ▲ 早 | 2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 16 |
| | 3 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 22 |
| | 4 前期3年間を踏まえた後期3年間の施策推進の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••• ; | 26 |
| | きほんちくひょう てーま 基本目標とテーマ | 29 | |
| | | ••• (| 30 |
| | 2 テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ••• ; | 30 |
| | て‐ぉ でぁ (1)テーマ1 出会う・つながる・助け合う ········· 32 | <u>)</u> | |
| | とりくみ ふきゅう けいはつ とりくみ そうだん しえん 取組1-1 普及・啓発・・・・・34 取組1-2 相談支援・・・・・39 | | |
| | とりくみ じょうほう ほしょう とりくみ さいがいたいさく 取組1-3 情報の保障・・・・48 取組1-4 災害対策・・・・・51 | | |
| | てーま す く | | |
| | (2) テーマ2 住む、そして暮らす ············ 57 | , | |
| | 取組2-1 住まい・・・・・・・・・58 取組2-2 暮らし・・・・・・・70 て - ま まいにち あんしん すこ す | | |
| だい 3 造 | (3) テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83 | 3 | |
| まし 早 | 取組3-1 健康・医療・・・・・85 取組3-2 バリアフリー・・・97 | | |
| | 取組3-3 権利擁護・・・・・・100 | | |
| | てーま い ちから まな はぐく (4) テーマ4 生きる カ を学び・育 む ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| | とりくみ 取組4-1 療育・・・・・・・・・111 取組4-2 教育・・・・・・・119 | | |
| | とりくみ じんざい かくほ いくせい 取組4-3 人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130 | | |
| | て - ま はたら かつどう よか たの (5) テーマ5 働 く・活動する・余暇を楽しむ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 | |
| | 、 ´ とりくみ | | |
| | とりくみ にっちゅうかつどう とりくみ いどうしえん 取組5-3 日中活動・・・・・・146 取組5-4 移動支援・・・・・・150 | | |
| | とりくみ ぶんか すぼーつ れくりえーしょん 取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション・・・・・・・・・・15 5 | _ | |
| | | | |
| | 2011/1900 | 163 | |
| しりょうへん 資料編 | とうじしゃ わー きん ぐおよ かんけいしゃだんたいとうぐるー ぷ カー きん ぐじっしがいよう 1 当事者ワーキング及び関係者団体等グループワーキング実施概要・・・・・ し みん い けんぼしゅう がいよう | • 16 | 64 |
| | 2 市民意見募集の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 16 | 65 |
| | 3 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 16 | 66 |



計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラム」といいます。)を、平成 16 年度に「第 1 期」、21 年度に「第 2 期」として策定し、はようがいじ、して、というがいじ、して、というがいじ、して、というがいじ、これには、して、というがいじ、して、というがいじ、して、というがいじ、して、というに、こうちくには、という視点を中心に施策を推進してきました。

ままれた は、 で つづ ほんし しさく しょうがいふくしさ - ぴょ れんけい はか 第 3 期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図ってい ひつよう く必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣 がいきまする。 ないまする。 ないきまする。 ないまする。 ないません。 な

そのため、第3期では「**自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・ 暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す**」**を基本目標**として掲げ、障害福祉施策を **まこはまります 青実に進めます。**

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。 第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。 そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、 しょうかいふく しけいかくぶぶん みなお だい き かいていばん さくてい 障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、 はいかくきかん ねんかん さくてい 計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び じぎょう ひょうか ひつようせい けんとう しんこうかんり おは ひつよう みなお おな 事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

しゃかいじょうせい に - ず へんか とは あたら かだい じゅうなん たいおう しさく さいこうちく さらに、社会情勢や二一ズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築 あわ じっし なども併せて実施します。

| ねんど 年度 | 21 年 ^{ねんと} | 22 年ねんと 度 | 23 年ねんど 度 | 24 年 ^{ねんど} | 25 年 _{れんど} | 26 年ねんど | 27 年 ^{ねんど} | 28 年 ^{ねねんど} | 29 年 ^{ねんど} | 30 年 ^{ねねんど} | 31 年 ^{ねねんど} | 32 年 ^{ねんど} |
|-------------------------------------|------------------------|---|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------|---|-------------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| めいしょう名称 | t A | だい き よこはまししょうがいしゃぶらん 第 2 期 横浜市障害者プラン | | | | | だい き よこはまししょうがいしゃぶらん 第 3 期 横浜市障害者プラン | | | | | |
| | | Le j ji in Le thum? 障害者計画 | | | | | しょうがいしゃけいかく 障害者計画 | | | | | |
| こうせい 構成 | | がいふくしけ | | | がいふくしけ | | しょうがいるくしけいかく 障害福祉計画 | | | | | |
| | 障害福祉計画 障害福祉計画 | | | | | 障 害福祉計画 | | | しょうがいじょく しけいかく 障害児福祉計画 | | | |
| みなお じっし 見直しの実施 見直しの実施 | | | | | | | | | | | | |

マ成28年の児童福祉法の改正にともない、障害児の地域生活を支援するためのサービス ははせいびとう すうきもくひょう せってい しょうがいふくしさ で すおよ しょうがいじつうしょしえんとう ていきょう 基盤整備等の数値目 標の設定、障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供するための の体制の確保が図られるよう「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健 なくしけいかく かいごはけんじぎょうけいかく そうじんふくしほうおよ かいごはけんほう はこはましこ とそだ しえん 福祉計画・介護保険事業計画 (老人福祉法及び介護保険法)、横浜市子ども・子育て支援 じぎょうけいかく まままり ここそだ しえんほうおよ かいごはけんほう およ けんこうよこはま けんこう 事業計画 (子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法)及び健康横浜 21 (健康 ぞうしんほう があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の ほけんいりょうしさく かん そうごうてき けいかく 保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、横浜市地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」といいます。)では、「地域の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画にきょうつう りねん ほうしんおよ ちいき とりくみ すいしん ほうこう めいじ かくたいしょうしゃぜんたい ちいきせいかつ 共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域の見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりのための取組を進めています。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。 施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果を上げていきます。

でようせいぶんや せんもんせい じゅうじっ しっ たか しさく てんかい かんれん ぶんや 行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野 じゅうし を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

たけいかくかんけいせい 【他計画との関係性】

まいきふく し ほけんけいかく 地域福祉保健計画と ふく し ほけん ぶらん かんけい 福祉保健 4 プランとの関係

たてわ ふくし ほけんぎょうせい 縦割りの福祉保健行政を おうだんてき てんかい しく 横断的に展開する仕組みづくり

ーー での ほうりつ たい はうしゃ 個別の法律により対象者の さー ずすりら さー ズに応じたサービス量の整備等

が、メラルの対象者の地域生活を支えるため、それぞれのプラシンが連携して進めるべき取組等例:

- つ地域での見守り・支え合い
- る が ち いき さん か できる機 り り 近 な 地域で参加できる機 かい じゅうじつ とう 会の充実 等

だい きょこはまし ちいきふくし ほけんけいかく 第3期横浜市地域福祉保健計画

ははましまいき 横浜市地域 ふくしほけんけいかく 福祉保健計画 *こはまし ちいき 横浜市地域 ふく しかつどうけいかく 福祉活動計画 4プランを横断的につなぐ基本 しく の仕組みをつくる。

- ち く べつけいかく ・ 地区別計画
- ちいきねっとゎーく ・地域ネットワーク
- しょうみんかつどうかん よこ れんけいしえん・住民活動間の横の連携支援
- * おきせい せんもん きかん し みんかつどうだん
 ・ 行政、専門機関・市民活動団
 たいとう よこ れんけい
 体等の横の連携

ちいきふくしほけんけいかく ぱっすい いちぶかいてい ※ 地域福祉保健計画から抜粋 (一部改訂)

3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。 デーマ1では「出会う・つながる・助け合う」として、普及・啓発、相談 支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2では「住む、そして暮らす」として、 住まい及び暮らしを、テーマ3では「毎日を安心して健やかに過ごす」として、 健康・医療、バリアプリー及び権利擁護を、テーマ4では「いきる力を学び・

1 で出会う・つながる・助け合う

32

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

全な、そして暮らす

57

住まい、暮らし

まいにちをあんしんして健やかに過ごす

83

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

管む」として、擦音、教育及び人材の確保・音成を、最後に、デーマ5では「働く・活動する・余暇を楽しむ」として、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位置付けました。基本管標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。(詳細は各テーマのページをご覧ください。)

4

いきる力を学び・育む

療育、教育、人材の確保・育成

109

ページへ

ちばらく、だがいとうする、余暇を楽しむ

135

はゆうろう ふくしてきしゅうろう にっちゅうかつどう いどうしえん 就労、福祉的就労、日中活動、移動支援 ぶんか す ぽ ‐ っ れ く り ぇ ‐ しょ ん 文化・スポーツ・レクリエーション

4 国の動向

(1) 共生社会の実現に向けて…

障害者施策に関わる主な動きとしては、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者 がいき、「防害者の権利に関する条約」(以下「障害者 はんりじょうやく をいいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「障がい者制度改革推進会議」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「第一次 はいけん ことうは、「防事」、「同年12月に「第二次意見」をまとめました。

その意見を受け「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実 がかが、かかが、もと がんが、もと 現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」 かいかく、きほんてきほうこう。こんご、すず、かた かりがく、きほんてきほうこう。こんご、すず、かた かくぎけってい や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保証を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待のいます。)が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)が制定されました。さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においてはきがいまからに、差別を解消するが、策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においてはきがいまから、が、対策を持ちては、1000円である差別の解消の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においてはというがいまから、1000円である差別の解消の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においてはというがいまから、1000円である差別の解消の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においてはというがいまから、1000円である差別の解消の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においてはというがいまから、1000円である差別の解消の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においてはというがいまが、対策に対しては、1000円である差別の解消の推進に関する対応を受けらな対応に対対に対対が対応が対策を対しますがいまから、1000円であるが、1000円である差別の解消の推進に関する対応を対対応指針(ガイド・ラ・バイン)が策定されました。このように、近年は「障害者基本法」の他にも多くの制度改革が行われました。

そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況から、26年1月には批准をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩

(2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

平成15年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られました。

その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、 18年4月から「**障害者自立支援法**」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組 みでのサービス提供が開始されました。

この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれたものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られました。

また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度がかくすいしかい意」で検討を重ねました。そして、23年8月には骨格提言としてまとめ、それらを踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が25年4月に施行され、施行後3年を自途に検討を加え、平成30年4月に、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されました。

| ねんげつ 年月 | くに どうこう 国の動向 |
|------------|--|
| 平成18年4月 | しょうがいしゃじゅうしえんほう しこう 「 障害者自立支援法」 施行 しょうがいいちげんか しょうがいていさくぶんどうにゅう とう (3障害一元化 障害程度区分導入 等) |
| 19年9月 | しょうがいしゃけんりじょうやく しょめい 「障害者権利条約」に署名 |
| 22年12月 | しょうがいしゃじ りっしえんほう かいせい 「障害者自立支援法」 改正 はったつしょうがい たいしょう めいかくか (発達障害が対象として明確化) |
| 23年8月 | しょうがいしゃきほんほう かいせい 「 障害者基本法」改正 きべつ きんし きょういく はいりょ とう (差別の禁止、教育の配慮 等) |
| 24年10月 | しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しこう 「障害者虐待防止法」 施行 |
| | しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶしこう 「 障害者総合支援法」一部施行 なんびょう ついか ちいきせいかつしえんじぎょう ついかとう (難病の追加 地域生活支援事業の追加等) くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶっぴんとう ちょうたつ すいしんとう かん ほうりつ |
| 25年4月 | 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう (以下「障害者優先調達推進法」という。)施行 〈に ちほうこうきょうだんたいとう ちょうたつほうしん さくてい (国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。) |
| | しょうがいしゃ ほうてい こょうりつ ひ あ 障害者の法定雇用率の引き上げ 障害者の法定雇用率の引き上げ みんかん ぱーせんと ぎょうせい ぱーせんと び あ (民間1.8 % →2 % 、行政2.1 % →2.3 % に引き上げ) |
| 26年1月 | しょうがいしゃけん りじょうやく ひじゅん 「障害者権利条約」 批准 |
| 26年4月 | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。) がいせい 改正 (保護者制度の廃止) しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう くる - ぶ ほ - むいちげんか しょうがいしえんくぶん へんこう 「障害者総合支援法」施行(グループホーム一元化・障害支援区分へ変更) |
| 27年1月 | なんびょう かんじゃ たい いりょうとう かん ほうりつ しこう 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 こうへい あんていてき いりょうひじょせいせいど かくりつ (公平かつ安定的な医療費助成制度の確立) |
| 28年4月 | 「障害者差別解消法」施行 「障害者差別解消法」施行 「意味のできると、あつか、 きんし どうりてきはいりょ ふていきょう きんし (差別的取り 扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。) 改正 こようぶんや きべつ きんし (雇用分野における差別の禁止) |
| 28年12月 | せいねんこうけんせいど りょう そくしん かん ほうりつ しこう 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 |
| 30年4月 | しょうがいしゃ ほうてい こ ようりつ ひ あ 障害者の法定雇用率の引き上げ みんかん ぱーせんと ぎょうせい ぱーせんと ひ あ (民間2%→2.2%、行政2.3%→2.5%に引き上げ) しょうがいしゃそうごうしえんほうかいせいおよ じどうふくしほう いちぶ かいせい ほうりつ しこう 「 障害者総合支援法改正及び児童福祉法の一部を改正する法律 」施行 |



横浜市の 横浜市の 障害福祉について

第2章 横浜市の障害福祉について

1 横浜市の障害福祉

ょこはまし ちてき しんたいしょうがいしゃ ふくししさく てんかい ちいきかつどう してん (1) 横浜市の知的・身体障害者の福祉施策の展開(地域活動の視点から)

昭和40年代は、教育委員会が学齢期に達した子の保護者に対し、その子を学校に就学させる義務を猶予または免除する法律が、障害児に適用されていた時代でした。

そのような状況下においても、本市には、数えるほどの知的障害児・者施設しかなく、公設の「ときわ学園」や「さざんか学園」に、就学猶予・免除された子どもたちの一部が通っており、多くは「家族が面倒を見る」というような時代でした。

また、当時障害者施策の責務は都道府県にあり、本市が独自に施策を展開していくことが 難しい時代でもありました。

このような時代の中で、市内で障害児の保護者たちが立ち上がり、障害児の療育・レクリネーションや保護者の学習会などを行う「地域訓練会」、成人した障害者の日中活動の場合して「地域作業所」を立ち上げて活動を進めました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、行政と共に検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていきます。

これらの活動に対する助成制度創設の要望をいただき、本市としても必要な支援として うんえいないではませい。かいし 運営費の助成を開始しました。

そして、この活動の中心にあったのが、重い障害者の家族によって設立された「横浜市 ざいたくしょうがいじえんごきょうかい 在実協」といいます。)であり、横浜市は、この在援協には、まではまり、かくくんれんかい、よこはまりしょうがいじゃちいきさぎょうしょ、からいたでは、この在援協には、この在援協にでい、在援協が各訓練会や横浜市障害者地域作業所(以下「地域作業所」といいます。)へ運営費として、助成を行ってきました。

(社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会のホームページから引用)

当事者の活動が広がる中、その活動場所の確保に苦慮していたことから、運営団体と本市の助成金をもとに、安定的な地域活動の場として「横浜市障害者地域活動ホーム」(以下地活ホーム」といいます。)の建設を開始し、昭和55年から平成6年までの間に、市内で23か所建設しました。

そして、地活ホームの目的は「地域生活の拠点」へと転換していきました。そのような中で、運営委員会の統合や職員体制の一体化等による運営体制の効率化や、地活ホームの機のうじゅうじったとは、かられてきたことから、平成7年度から夜間の介助や見守りを行う「ショートすて、リロッチを始めたことで「機能強化」が行われました。25年10月までで、すべての地活ホームに行われ、形を「機能強化型障害者地域活動ホーム」(以下「機能強化型地からほった」といいます。)と変えてきました。

しかし、障害児・者が、自宅での生活から、地域での生活へ転換していく中で、機能強化がたちかつほう ないましままでは、 またが 型地活木一ムが地域の拠点として全てを担っていくには、施設や事業の規模が小さいために、非常に困難な状況が発生してきました。

そこで、この機能強化型の「発展形」として、施設や事業の規模を拡大した地域生活の きょてん しゃかいふく し ほうじんがたしょうがいしゃちいきかつどうほーむ い か しゃかいふく し ほうじんがた ち かつ ほ ー む 拠点「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」(以下「社会福祉法人型地活ホーム」といいます。)の設置を平成11年から開始しました。

しゃかいふくしほうじんがたちかつほ - む そうだんしえんじぎょう せんにん しょくいんはいち しょ - とす この社会福祉法人型地活ホームでは、相談支援事業として専任の職員配置やショートス でい きゅう たさい きゅう そな テイの機能など、多彩な機能を備えています。

へいせい ねん がつ しないかくく かんせい び かんりょう ちぃきせいかつ きょてん やくわり にな 平成25年3月には、市内各区1館整備を完 了し、地域生活の拠点としての役割を担い、 かつどう すす 活動を進めています。

一方、社会福祉法人における通所施設の支援では、重症心身障害者の地域生活を支援するため、昭和61年に、重症心身障害者にとって初めての通所施設を全国に先駆けて整備しました。この取組は、その後の本市における重症心身障害者の生活の姿を大きく変えるものとなりました。

それを受けて、社会福祉法人における入所施設の支援では、いち草くユニット化(小 舎制)・個室化を導入し、施設生活の質の向上だけでなく、地域生活移行を想定した支援が行えるよう、取組を行ってきました。

はこはまし せいしんしょうがいしゃ ほけんふくししさく てんかい (2) 横浜市の精神障害者の保健福祉施策の展開

一方で、精神障害については長く医療の対象とされ、福祉の対象とはなっていませんでした。

そうした中で本市においては、空国的な施策展開よりはるかに早期の昭和23年から保健所(当時)に医療社会事業員を配置し、3 区に精神衛生相談所を設け、これを発展させて、空区に専任の医療ジーシャルカーカーを配置してきました。医療ジーシャルカーカーが中心となって、家族会の創設やその後の横浜市精神障害者地域作業所(以下「精神障害者地域作業所」といいます。)の設置など、様々な地域活動を展開してきました。57年に初めて2か所の精神障害者地域作業所が開所し、「病院の外」で社会復帰の場所ができました。そして62年、社会復帰施設が初めて法律上位置付けられ、平成元年には初めて精神障害者のための授産施設が市内に設置されるなど、社会復帰のための福祉施設が整備されてきました。また、この頃から県レベルでの当事者活動が開始され、本市の障害者も参加しました。その後、平成11年に精神障害者への地域生活を支援する拠点として、相談支援事業や居場所の提供などのサービスから地域で流流まで、様々な機能を備えた、横浜市精神障害者生活支援センター(以下「生活支援センター」といいます。の設置を開始しました。そして25年3月に市内各区に1館整備が完了しています。平成28年には、カルコール健康障害対策基本法が制定されるなど、地域における依存症対策の推進による依存症者本人やその家族への支援の充実が求められてきています。

こんご せいしんしょうがい しっぺい しょうがい りょうそくめん はいりょ しょくてんかい ひつよう 今後とも精神障害は「疾病」と「障害」の両側面に配慮した施策展開が必要です。

【平成21年度以降の横浜市の障害福祉施策】

| ねんげつ 年月 | まこはま し けい い 横浜市の経緯 |
|-------------------|--|
| 平成21年4月 | だい きしょうがいしゃ ぷ ら ん さくてい 第2期障害者プラン を策定 |
| 22年4月 | でいたくしんしょうがいしゃてあて はいし しょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかいとう ぎょうん ふ 在宅心身障害者手当を廃止し、障害者施策推進協議会等での議論を踏まえて「将来にわたるあんしん施策」を開始 |
| 22年10月 | はこはまししょうがいしゃこうけんてきしえんせいど い か こうけんてきしえんせいど |
| aん がつ 24年4月 | だい きしょうがいしゃ ぶらん かいていばん さくてい 第2期障害者プラン改定版を策定 |
| 24年4月 | か な がわけん |
| 24年10月 | はまししょうがいしゃぎゃくたいぼうしせんたー かいせつ 横浜市障害者虐待防止センターの開設 |
| 24年10月 | はましたきのうがたきょてん いか たきのうがたきょてん しょめ かいしょ 横浜市多機能型拠点(以下「多機能型拠点」という。)の1か所目の開所 |
| 18.6 NO | しゃかいふくしほうじんがた ち かつ ほ ー む 社会福祉法人型地活木一ムの 18区整備完了 |
| 25年3月 | せいかつ しぇん せ ん た ー くせいびかんりょう 生活支援センター の 18区 整備完了 |
| | いどうしまんしきく さいこうちく じっし いちぶ へいせい ねん がう じっし 「移動支援施策の再構築」を実施 (一部は平成25年10月から実施) |
| | まごはま り しょうがいとしゅうろうしせつとう ぶっぴんとう ちょうたつほうしん ねん ど 「横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を年度 さくせい ごとに作成 |
| 25年4月 | はまししょうがいしゃしゅうろうしえんせんたー いか しゅうろうしえんせん たー 横浜市障害者就労支援センター (以下「就労支援センター」という。)の しょめ かいしょ 9か所目の開所 |
| | よこはましちいきりょういくせんたー いか ちいきりょういくせんたー 横浜市地域療育センター (以下「地域療育センター」という。)の8か所目がいしょの開所 |
| 25年10月 | たきのうがたきょてん 多機能型拠点の2か所目の 開所 |
| ねん がつ | だい きしょうがいしゃぶらん さくてい 第3期 障害者プラン を策定 |
| 27年4月 | しょうがいしゃきょうどうじゅちゅうそうごうせんたー かいせっ よこはま障害者共同受注総合センターの開設 |
| 28年4月 | はましきかんそうだん しえんせん たー いか きかんそうだん しえんせん たー 横浜市基幹相談支援センター (以下「基幹相談支援センター」という。) の 18区設置 |
| 29年3月 | く Tんかい 後見的支援制度の 18区展開 |
| 29年4月 | たきのうがたきょてん 多機能型拠点の3か所目 の開所 |

2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳 (身体障害者手帳・愛の手帳 (療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳)の平成29年3月末時点での所持者数の合計は、約16万人 (横浜市全体人口で1.28 %)となっています。

表 1によると 24年の約13万9千人から、現在までに、約2万1千人増加し(増加率約12.99%)、年々所持者数が伸びていることが分かります。

また、表 2からわかるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年2 場上はんと から4 % の間で推移しており、横浜市人口の増加率と比べても大きいことから、 障害者手帳所持者の割合が増えてきているといえます。今後も障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

ひょう よこはましじんこう しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう ひかく表 1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

がつまつじてん よこはまじじんこう がつ ひじてん いかどうよう にん (3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様) (人)

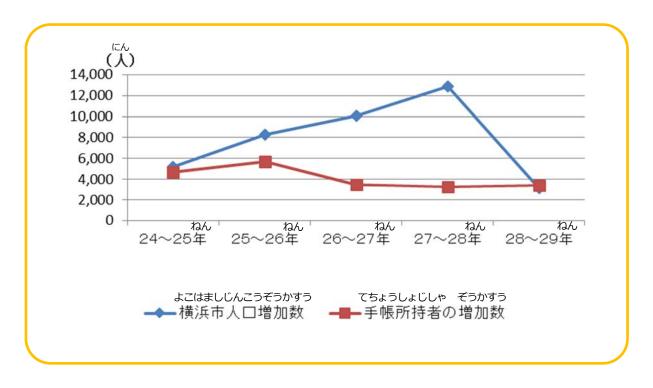
| | | (3月不时点、 | んたし、世代 | 叩人口のか4月 | 1口吋黑。以1 | 、回体)(人) |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2 4年 | 2 5年 | 26年 | 2 7年 | 28年 | 29年 |
| ょこはましじんこう 横浜市人口 | 3,688,624 | 3,693,788 | 3,702,093 | 3,712,170 | 3,725,042 | 3,728,124 |
| 身体障害者 | 94,291 | 96,114 | 98,706 | 99,120 | 99,199 | 99,356 |
| 知的障害者 | 21,864 | 23,005 | 24,171 | 25,447 | 26,712 | 27,958 |
| 精神障害者 | 22,785 | 24,538 | 26,475 | 28,285 | 30,225 | 32,249 |
| できょうしょじしゃ ぜんけい 手帳所持者全体 | 138,940 | 143,657 | 149,352 | 152,852 | 156,136 | 159,563 |
| よこはまじじんごう しょうがいしゃ 横浜市人口における障害者 でちょうしょじしゃすうかりあい 手帳所持者数割合 | 3.77% | 3.89% | 4.03% | 4.12% | 4.19% | 4.28% |

ひょう よこはまし じんこう しょうがいしゃ てちょう しょじしゃ すう ぞうかすう ひかく表 2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

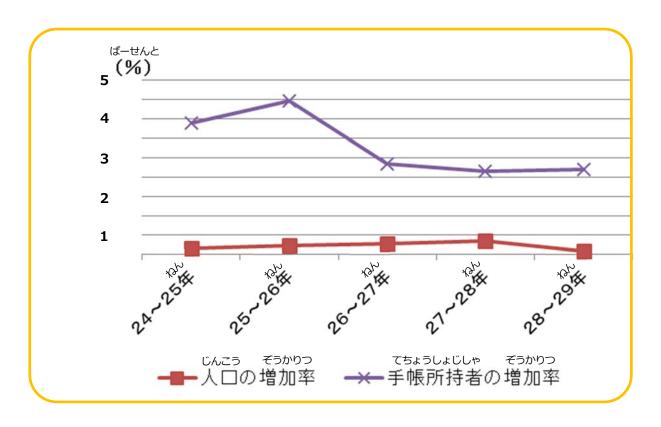
にん (人)

| | 24~25年 | 25~26年 | 26~27年 | 27~28年 | 28~29年 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| はこはまし じんこう ぞうかすう 横浜市人口増加数 | 5,164 | 8,305 | 10,077 | 12,872 | 3,082 |
| _{ぞうかりつ} (増加率) | (0.14%) | (0.22%) | (0.27%) | (0.35%) | (0.08%) |
| でちょう しょじしゃ ぞうかすう 手帳所持者の増加数 | 4,717 | 5,695 | 3,500 | 3,284 | 3,427 |
| ぞうかりつ (増加率) | (3.39%) | (3.96%) | (2.34%) | (2.15%) | (2.19%) |

ず しじんこう てちょうしょじしゃ ぞうかすう すいい 図1 市人口と手帳所持者の増加数の推移



ず しじんこう てちょうしょじしゃ ぞうかりつ すいい 図2 市人口と手帳所持者の増加率の推移



(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

表3によると、手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となって おります。

また、表 4からわかるように、手帳所持者数は、18歳未満の人数が横ばい、18歳から65歳未満の人数が減少しているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

ひょう しんたいしょうがいしゃ てちょう しょうがいじょうきょうべつ すいい表3 身体障害者手帳 障害状況 別推移

かわまりじてん にん 各年3月末時点 (人)

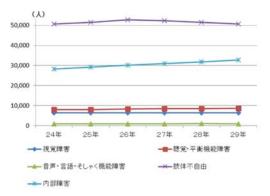
| | 2 4年 | 2 5年 | 2 6年 | 2 7年 | 2 8年 | 29年 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| しかく しょうがい 視覚障害 | 6,400 | 6,441 | 6,435 | 6,447 | 6,397 | 6,370 |
| ちょうかく へいこう きのう しょうがい 聴覚・平衡機能障害 | 7,987 | 8,083 | 8,321 | 8,452 | 8,585 | 8,643 |
| まんせい げんご きのう しょうがい 音声・言語・そしゃく機能障害 | 946 | 957 | 964 | 982 | 993 | 979 |
| はたい、ふじゆう 肢体不自由 | 50,706 | 51,519 | 52,813 | 52,284 | 51,420 | 50,669 |
| 内部障害 | 28,252 | 29,114 | 30,173 | 30,955 | 31,804 | 32,695 |
| 言十 | 94,291 | 96,114 | 98,706 | 99,120 | 99, 199 | 99,356 |

ひょう しんたいしょうがいしゃ てきょう しょじしゃ すう ねんれいべつ すいい表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移

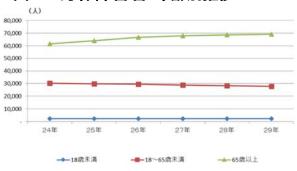
かくねんど がつまつ じてん にん 各年度 3月末時点(人)

| | 2 4年 | 2 5年 | 2 6年 | 2 7年 | 2 8年 | 2 9 年 | | |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 18歳未満 | 2,423 | 2,425 | 2,469 | 2,426 | 2,428 | 2,397 | | |
| (下段:全体に占める割合) | (2.6%) | (2.5%) | (2.5%) | (2.4%) | (2.4%) | (2.4%) | | |
| 18~65歳未満 | 30,332 | 29,702 | 29,509 | 28,823 | 28,193 | 27,903 | | |
| (下段:全体に占める割合) | (32.2%) | (30.9%) | (29.9%) | (29.1%) | (28.4%) | (28.1%) | | |
| 65歳以上 | 61,536 | 63,987 | 66,728 | 67,871 | 68,578 | 69,056 | | |
| (下段:全体に占める割合) | (65.3%) | (66.6%) | (67.6%) | (68.5%) | (69.1%) | (69.5%) | | |
| 計 計 | 94,291 | 96,114 | 98,706 | 99,120 | 99,199 | 99,356 | | |

図3 身体障害者 障害状況別推移



ず しんたいしょうがいしゃ ねんれいべつすいい 図4 身体障害者 年齢別推移



が でちょう りょういくでちょう イ 愛の手帳(療育手帳)

表 5 によると、平成29年 3 月末時点では、24年と比べ、6 千人以上増えています。中でも、B 2 の手帳を所持している方が、約 4 千人と、全体の増加数の約65 % を占めています。また、表 6 からわかるように、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6 年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

ひょう あい てちょう しょうがいていど べっ すいい表 5 愛の手帳 障害程度別推移

かくねん がつまつ じてん にん
各年3月末時点(人)

| | 2 4年 | 2 5 年 | 26年 | 2 7年 | 28年 | 2 9 年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| Ā- A 1 | 4,502 | 4,629 | 4,775 | 4,908 | 4,995 | 5,087 |
| Ā- A 2 | 4,487 | 4,617 | 4,706 | 4,799 | 4,923 | 5,040 |
| ช- B 1 | 5,004 | 5,164 | 5,366 | 5,646 | 5,843 | 6,009 |
| ช– B 2 | 7,871 | 8,595 | 9,324 | 10,094 | 10,951 | 11,822 |
| #th | 21,864 | 23,005 | 24,171 | 25,447 | 26,712 | 27,958 |

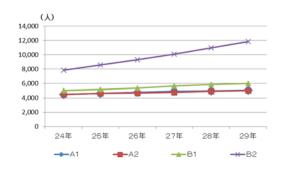
さんこう えー あいきゅー いか えー あいきゅー ぴー あいきゅー ぴー あいきゅー ※参考 A 1 …IQ 20以下、A 2 …IQ 21~35、B1…IQ36~50、B2…IQ51~75

ひょう あい てちょう しょじしゃ すう ねんれいべつ すいい表 6 愛の手帳所持者数の年齢別推移

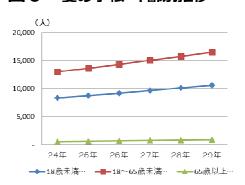
かくとし がつまつ じてん にん 各年3月末時点(人)

| 20 多の 1 個 川 1 日外の 十 | | | | | | 1/\chi \m (\/\) |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| | 2 4年 | 2 5年 | 26年 | 2 7年 | 28年 | 29年 |
| 18歳未満 | 8,315 | 8,761 | 9,172 | 9,646 | 10,141 | 10,612 |
| げだん ぜんたい し わりあい (下段:全体に占める割合) | (38.0%) | (38.1%) | (37.9%) | (37.9%) | (38.0%) | (38.0%) |
| 18~65歳未満 | 13,010 | 13,636 | 14,312 | 15,058 | 15,746 | 16,485 |
| げだん ぜんたい し わりあい) (下段:全体に占める割合) | (59.5%) | (59.3%) | (59.2%) | (59.2%) | (58.9%) | (59.0%) |
| ಕಾಗುಲ್ಕಿತ 65歳以上 | 539 | 608 | 687 | 743 | 825 | 861 |
| げだん ぜんたい し わりあい (下段:全体に占める割合) | (2.5%) | (2.6%) | (2.8%) | (2.9%) | (3.1%) | (3.1%) |
| #th 計 | 21,864 | 23,005 | 24,171 | 25,447 | 26,712 | 27,958 |

ず あい てちょう しょうがいていどべつすいい 図5 愛の手帳 障害程度別推移



ず あい てちょう ねんれいべつすいい 図 6 愛の手帳 年齢別推移



ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも違加してきているのが、精神障害です。表7からわかるように、平成29年3月末時点では、24年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千5百人(約1.4倍)増えています。

また、表 8からわかるように、手帳所持者数は、20歳~65歳未満の人数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の人数は、ほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若 干の増加という傾向となっています。

ひょう せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくし てちょう とうきゅうべつ すいい表 7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

かくねん がつまつ じてん にん 各年3月末時点(人)

| | 2 4年 | 2 5 年 | 2 6年 | 2 7年 | 2 8年 | 2 9 年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 級 | 2,669 | 2,694 | 2,870 | 2,994 | 3,118 | 3,308 |
| 2 級 | 12,387 | 13,399 | 14,497 | 15,477 | 16,623 | 17,844 |
| 3 級 | 7,729 | 8,445 | 9,108 | 9,814 | 10,484 | 11,097 |
| it (| 22,785 | 24,538 | 26,475 | 28,285 | 30,225 | 32,249 |

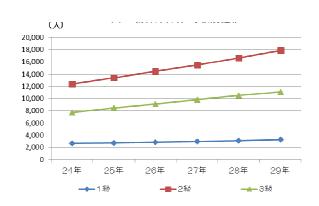
ひょう せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくし てちょう しょじしゃ ねんれいべつ すいい表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

かくねん がつまつ じてん にん 各年3月末時点(人)

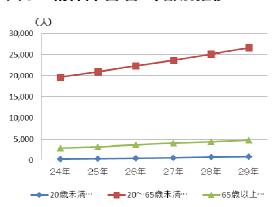
| 衣 O 稍钟焊合 T 体 医 抽 他 于 恢 | | | | | | 不时从(人) |
|----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 2 4 年 | 2 5年 | 2 6年 | 2 7年 | 28年 | 2 9年 |
| 20歳未満 | 298 | 408 | 493 | 596 | 727 | 869 |
| げだん ぜんたい し わりあい (下段:全体に占める割合) | (1.3%) | (1.7%) | (1.9%) | (2.1%) | (2.4%) | (2.7%) |
| 20~65歳未満 | 19,663 | 20,952 | 22,355 | 23,682 | 25,126 | 26,666 |
| げだん ぜんたい し わりあい (下段:全体に占める割合) | (86.3%) | (85.4%) | (84.4%) | (83.7%) | (83.1%) | (82.7%) |
| ಕ್ಕು ಸರ್ಚಿಕ್ 65歳以上 | 2,824 | 3,178 | 3,627 | 4,007 | 4,372 | 4,714 |
| げだん ぜんたい し わりあい (下段:全体に占める割合) | (12.4%) | (13.0%) | (13.7%) | (14.2%) | (14.5%) | (14.6%) |
| 計 計 | 22,785 | 24,538 | 26,475 | 28,285 | 30,225 | 32,249 |

せいしんしょうがいしゃほけん ふくし てちょう さいみまん とうけい と さいみまん ※精神 障害者 保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。

プライン 関本 はいしんしょうがいしゃ とうきゅうべつすいい 関切 精神障害者 等級別推移



ず せいしんしょうがいしゃ ねんれいべつすい い図8 精神障害者 年齢別推移



エ 横浜市の難病患者数(特定医療費(指定難病)受給者証所持者数)

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間の無い支援を行うため、障害者の範囲に、新たに難病等を加えました。

このことにより、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病(130疾病及び関節リュー・カル・カル・ファット はようかんじゃとう しょうじょう へんどう しんたいしょうがいしゃてちょう しゅとく ウマチ)にり患している難病患者等で、症状の変動があり身体障害者手帳を取得することができなかった方が、障害福祉サービスを利用できることとなりました。

その後、国の障害者総合支援法対象疾病検討会での議論を経て、27年1月には対象 いるい 疾病が130疾病から151疾病へと拡大されました。

こんご しょうがいるくし さー で す すいん ま 今後、障害福祉サービスの推進に当たっては、難病等の患者数も考慮しながら、進めていきます。

さんこう かながわけんとくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう (参考)神奈川県特定医療費(指定難病)受給者証所持者数※

(横浜市) (各年3月末現在)

| 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20,898人 | 22,065人 | 23,157人 | 23,469人 | 24,683人 | 25,794人 |

※26年までは「特定疾患医療受給者証」の所持者数

3 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

●障害状況に合わせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病、発達障害及び高次脳機能障害など、これまでの障害認定基準ではとらえきれない方々の二一ズにも対応できるよう、きめ細かな支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け成長し、 ほんにん じこせんたく じこけってい せいかつしえん せいかつきばん じゅうじつ なめ かん 本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画にいまず できず ない かい まず できる はいかっと はいります できました。

しかし、きめ細かい対応や学齢期における支援が十分に行き届いていない現状があります。また、地域における社会資源が整いつつあるなかで、障害者が安心して生活し続けていくためには、地域住民の障害に対する理解を進め、見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていくことや、本人が生活における主体性を獲得する力(エンパワメント)を引き出し、高めていくための支援等も必要です。

そこで、障害者が地域社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していた。 では、まなくしほけんけいかくとう くため、地域福祉保健計画等において、住民相互の共助の取組を推進していきます。その中で、障害者それぞれが抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場の確保や、障害者が地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めます。

また、学齢期における相談支援体制の充実や療育・教育との連携強化をはじめ、卒業後のきずようしゅうろう そくしん しせっとう ふくしてきしゅうろう じゅうじっ なん きょうか じっせんたく じっけってい た支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得 ちゅう はんぱゃゃんと しょん きほん してん も しさく と く する力 (エンパワメント) への支援が基本という視点を持つて、施策に取り組みます。

●障害者の高齢化・重度化への対応

ではいいます。 こうきこうれいと はんしだい しょうきょう れいしゃ 団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる [2025 年問題] に象徴されるように、今後 まきなんが (2025 年間で全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。 横浜市においても、 2025 年には、約 3.8 人に 1人が 65 歳以上になることが見込まれています。

そのような中で、障害者のなかには、比較的早い段階から加齢に伴う諸症状が出現する方がいるといった声が、現場のスタッフから聞こえています。高齢化すると、体力や運動機能のでいるがある。の抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それにいたの主な身辺動作や活動及び社会生活への参加などに少しずつ不自由さやの主な外で増えてくるため、見守りや介助などの具体的支援が不可欠な状態になります。今回のあり、なけっというない。これまでと同じように生活を続けていけるかが不安」といった声が挙がっています。

しょうがい げんいん しっぺい ょぼうおよ さいはつぼうし とりくみ りょびりて - しょんとう そのため、障害の原因となる疾病の予防及び再発防止の取組や、リハビリテーション等によしんたいきのう い じゅうどか ょぼう かんてん ふ ひつようる身体機能の維持など、重度化を予防する観点も踏まえておく必要があります。

こうどうしょうがい いりょうてき け あ とう さらに、行動障害や医療的ケア等については、専門的な対応が求められており、「高齢化・じゅうどか あわ と く ひつよう 重度化」と併せて取り組んでいくことが必要です。

それと同時に、 できる でいくことも必要です。 これまで支えていた家族の高齢化により、 障害者本人が従来通りの 生いかつ つづ 生活を続けることが難しくなるといったことが、今後さらに増えていくことが予想されます。

もんだい たいおう けんざい しょうがいしゃ せいかつじょうきょう ていねい はぁく これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、かぞく ふく ちぃき せいかつ ささ しく じゅうじつ ひっよう 家族を含めて地域で生活していくことを支える仕組みの充実が必要です。

らいぶすて - じっう いっかん しえん **ライフステージを通じて一貫した<u>支援</u>**

高齢期

がれい ともな け あ
加齢に伴うケアの
ふくざつか たいおう こうれいか
複雑化への対応、高齢化・
じゅうどか ふ す しえん
重度化を踏まえた住まい支援

せいかっしえんとう 生活支援等の

元実

とうじしゃ ふぁん **当事者の不安**

こうれいか じゅうどか とtst 高齢化・重度化に伴う す く ふぁん 住まい・暮らしの不安

こうれいか じゅうどかとう たいおう とう 高齢化・重度化等への対応 等

成年期

せいかつしえん しゅうろうしえん 生活支援、就労支援、 いりょうかんきょう じゅうじつ 医療環境の充実、 す ば じゅうじつ 住まいの場の充実

生活支援等の

元実

とうじしゃ ふぁん 当事者の不安

教育から就労・日中活動への切れめない支援等

学齡期

きょういく いくせい しえん 教育・育成、支援、 せいかつしえん 生活支援 など

きょういくかんきょう 教育環境・

きょういくかつどう じゅうじつ 教育活動の充実

とうじしゃ ふぁん **当事者の不安**

ほんにん じ こ りかい 本人の自己理解・とうごうしっちょうしょう にっしょう 統合失調症の発症 ほんにん せいちょう ともな 本人の成長に伴うかい ごふたん ぞう 介護負担の増 など

りょうべ きょうべ かんけい 原育と教育の連携による 切れめない支援 等

乳幼児期

りょういくせんたー にっちゅう 療育センター、日中 いちじしえん 一時支援 など

そうきはっけん 早期発見・ そうきりょういく 早期療育

^{とうじしゃ ふぁん} **当事者の不安**

しょうがいじゅよう けいざいじょうきょう 障害受容・経済状況の へんか ほごしゃ こりっ 変化・保護者の孤立など

●将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「将来にわたるあんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活が送れ しく こうちく しょうがいしゃ こうれいか じょうど か たいおう ちぃきせいかつ こま たいおう る仕組みの構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応 という項目を中心に、様々な取組を推進してきました。

しかし、「将来にわたるあんしん施策」の実施から数年を経た今でも、グループインタビュー あんけっと またな あん かしょう もと でんけっと 親亡き後の不安の解消が求められている現状があります。

つきく かくにん かだい しょうがいじ しゃ かぞく 今後も「将来にわたるあんしん施策」で確認された課題については、障害児・者や家族の けいぞく た でなどのご意見をいただきながら、継続して取り組んでいく必要があると考えています。

また、当事者や家族のニーズをあらゆる場面で継続して把握し、その課題解決に当たっては、しょうらい しさく さくていじ してん けいよう 「将来にわたるあんしん施策」策定時の視点を継承しながらも、それにとどまらず、広く障害 なくししさくぜんたい いったいてき すす さまざま しさくてんかい はか 福祉施策全体でとらえ、一体的に進め、様々な施策展開を図っていきます。

しょうがいふくししさくぜんたい きほんてきしてん けいしょう **障害福祉施策全体の基本的視点へと継承**

将来にわたるあんしん施策の推進

- まやな あと あんしん ちぃきせいかつ おく しく こうちく ・親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築
- しょうがいしゃ こうれいか じゅうど か たいおう・障害者の高齢化・重度化への対応
- ち いきせいかつ ca たいおう ・地域牛活のためのきめ細かな対応

しさくてんかん 施策へ転換

第2期策定時の声

まやな あと ふぁん 「親亡き後の不安」

「家族がいるうちに将来を見据えた支援が欲しい」

こうれいか ともな じぶん
「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」
「住み慣れた地域で安心して生活したい」 など

4 前期3年間を踏まえた後期3年間の施策推進の方向性

第3期では、本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力(エンパワメント)への支援が基本という視点を持って、施策に取り組んでいます。

前期3年間では、第2期の将来にわたるあんしん施策を継承し、「親亡き後の生活の あんしん じょうがいしゃ こうれいか じゅうどか たいおう ちいきせいかつ こま たいおう 安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」「地域生活のためのきめ細かな対応」の3つの はしら しきく かくじゅう 柱 の施策を拡充してきました。

「親亡き後の生活の安心」として、後見的支援推進制度が18区で展開されるようになり、 にまうがいじした。ちいき、あんしん。 障害児・者が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや将来の不安に関する相談等を行い、平成29年12月末現在で、約1,300人の方が登録をしています。

「地域生活のためのきめ細かな対応」として、障害者の社会参加や活動範囲を広げることを目的として移動情報センターを18区に設置、また安心して受診することができる医療環境の充実に向け、知的専門外来を4病院で開設しました。

しかし前期3年間では、災害対策、計画相談支援の導入、人材確保等の取組が不十分であり、引き続き課題として認識し、その実現に向けた取組を推進します。

後期3年間では、平成30年4月障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正が施行され、性がごとなります。 しゅうろう たいする支援の一層の充実として、多くの新たなメニューが追加されました。 たいます かた で表的なものでは、障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢化・重度化を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の構築や、医療的ケア児・者の在宅生活を支えるコーディネーを一の配置があります。

今後も多様化・複雑化するニーズに応え、障害福祉の充実に向け、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標とし、後期3年間も各取組を着実に進めてまいります。



はこはましてうけんてきしえん。 横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

ょこはまし しょうがいしゃとう あんしん じつげん もくてき へいせい ねんど よこはまし横浜市では、障害者等の安心を実現することを目的として、平成 13 年度に「横浜市 こうけんてきしえん よう しょうがいしゃしえんじょうれい せいてい じょうれい もくてき 後見的支援を要する障害者支援条例」を制定しました。この条例では、その目的を たっ し ぎょうせい しみん とうじしゃ せきむ は ひつよう 達するために市 (行政)・市民・当事者がそれぞれの責務を果たすことが必要である としています。

だい きょこはまししょうがいしゃぶらん じょうれい きほん かくじぎょうとう と 第3期横浜市障害者プランについても、この条例を基本としながら各事業等に取り あんしん じつげん めっ 組み、地域生活を送るうえでの安心の実現を目指します。

条例本文

(目的)

たい しょうがい しょうがいしゃ たい しえん とく こうけんてきしえん よう しょうがいしゃ たい しえん かん 第1条 この条例は、障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、 はこれましている。 「中国 日にパックスをに関いています。 しょく きゅんてきじこう さだ横浜市 (以下「市」という。) 及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定 めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくり を推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする。

だい しょうが りょうかい しょうがいや しょうがいやきほんほう しょうか ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい 第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第2条に規定する 障害者をいう。

ができないため、生活を営むことが困難である市内在住の障害者であって、親等がいない、又は親等が 養護を行うことができないものをいう。

(市の責務)

だい じょう し だい じょう もくてき たっせい こうけんてき しえん よう しょうがいしゃ たい しえん しさく こう 第3条 市は、第1条の目的を達成するため、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるも

(市民の責務)

だい しょうしょうがしゃ あんしん せいかつ いちいん こうけんてきしえん よう しょうがしゃ あんしん せいかつ いさ 第4条 市民は、ともに生活する地域社会の一員として、後見的支援を要する障害者が安心して生活を営 むことができるように協力するものとする。

(自ら生活を営む努力)

たい しょう こうけんてきしえん ぱっ しょうがいしゃ かつよう しえん う ちぃき 新り せいかつ いは 第5条 後見的支援を要する障害者は、必要な支援を受けながら、地域において自ら生活を営むことに 努めるものとする。

(市の支援施策)

しょうがいしゃ たい こうけんてきし えん 第6条 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次のとおりとする。

- (1) 後見的支援を要する障害者の生活に関する相談を受け、及び助言、指導等を行うこと。 みんぽう めいじ ねんほうりつだい ごう きてい こうけんかいし ほさかいしまた ほじょかいし しんぱん せいきゅう おは (2) 民法(明治29年法律第89号)の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行 うために必要な支援を行うこと。
- (3) 後見的支援を要する障害者が地域において生活を営むための場及び費用の確保を行うこと。
- (4) 後見的支援を要する障害者が保有する資産の保全又は活用のための助言、あっせん等を行うこと。
- (5) 現に障害者を養護している市内在住の親等を対象として、後見的支援を要する障害者に対する支援 に関する相談を受け、助言、指導等を行うこと。
- (6) その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。 ばい じょうおよ だい じょう しょうしょく

第7条及び第8条 省略



障害の表記について

「障害」という言葉については、他にも「障がい」とひらがなでの表記や「障碍」という文字での表記といった例が見られます。

過去の経緯を見ると、「障害」という表記は、昭和 24 年の身体障害者福祉法の制定によって使われるようになったものです。それまでは「障害」、「障礙 (碍)」という表記がそれぞれ使われていましたが、「礙 (碍)」という字が当用漢字の使用制限によって法律では使えなくなったことにより、「障礙」と意味が同じ「障害」という語が採用されたものです。

こんかい だい きしょうがいしゃ ぷらん さくてい かか ぱ ぷりっく こ めん と しょうすう 今回の第3期障害者プラン策定に関わるパブリックコメントでも、少数ですが しょうがい ひょうき かん いけん [障害] の表記に関するご意見をいただきました。

しかし、今後も国の動向なども踏まえ、引き続き皆さんと話し合っていきたいと考えています。

